平成２７年（フ）第１５６号
兵庫県姫路市新在家本町２丁目８番12号エスポワール新在家105、従前の住所兵庫県姫路市八代緑ケ丘町８番８号プレイン八代２Ｄ
債務者　後藤　康夫
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１８号
奈良市南紀寺町１丁目200番地の４　エクセルハイツＡ－102号
債務者　髙良　美幸
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２２号
奈良県大和郡山市小泉町1529番地１
債務者　森川千加美（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
鳥取県境港市芝町1203番地１　グラスキャッスル２番館102、旧住所鳥取県境港市渡町3287番地
債務者　大東　　貴
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２０５号
広島市南区東雲本町２丁目21番１－402号
債務者　宮脇　昌二
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６５号
広島市安佐北区可部町大字今井田868番地
債務者　折元　　章
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４号
山口県下関市古屋町２丁目12番１号　ラルーチェ古屋町106号、前住所山口県下関市古屋町２丁目12番１号　レオパレス古屋町106号
債務者　藤井　新司
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
愛媛県松山市祝谷６丁目1219番地１　サンビレッジ祝谷Ｄ202号
債務者　矢野　綾美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０４号
愛媛県松山市宮西３丁目４番42号　メゾンド・ボワ203号
債務者　宮崎美佐子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０５号
愛媛県松山市道後湯之町６番10号　チュリス松山601号
債務者　久坂　知佳
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２９号
熊本市南区城南町沈目1003番地22、前住所熊本県上天草市松島町教良木2324番地
債務者　赤星　悠衣（旧姓**徳**田）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３４号
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川1137番地
債務者　河内　　洋
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１号
宮崎市北高松町２番７号　平成企画コーポ203号
債務者　小松　良治
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２１号
宮崎市下北方町平田903番地24　サーパス神宮北406号
債務者　内村　祐介
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町27番20号　荒垣アパート101号
債務者　**德**　　末雄
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３７号
鹿児島県大島郡徳之島町亀徳1828番地81
債務者　中元亜理沙
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第４５号
茨城県守谷市御所ケ丘４丁目５番地17
債務者　吉岡　千春
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係